

# 松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)に基づき、本市の医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援策を検討するため、松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、意見交換、情報共有等を行う。

- (1) 関係機関・団体等が行っている医療的ケア児の支援に関する取組
- (2) 医療的ケア児の支援に向けて関係機関・団体等の連携を推進するための方策
- (3) 医療的ケア児及び支援ニーズの把握
- (4) 医療的ケア児の支援に関する地域の課題及び対応策
- (5) その他医療的ケア児の支援に向けた連携推進のために必要な事項

## (組織、議長及び議長代理)

第3条 推進会議は、医療、福祉、教育その他関係機関の関係者であって第1条に掲げる設置目的に資する者として障害福祉課長の依頼に基づき構成員となった者及び次に掲げる市職員をもって組織する。

- (1) 福祉長寿部長
  - (2) 福祉長寿部障害福祉課長
  - (3) 福祉長寿部健康福祉会館長
  - (4) 子ども部子ども居場所課長
  - (5) 子ども部こども家庭センター長
  - (6) 子ども部保育課長
  - (7) 学校教育部学習指導課長
- 2 前項に規定する構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項に規定する構成員は、再任されることができる。
- 4 推進会議に議長1名を置き、議長は、福祉長寿部長とする。
- 5 推進会議に議長代理1名を置くことができ、議長代理は、議長が指名した者とする。
- 6 議長代理は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (意見の聴取)

第4条 推進会議は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (会議の公開)

第5条 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

## (報償)

第6条 推進会議に出席した構成員には、予算の範囲内で報償費を支払う。ただし、公務を理

由として出席した公務員及びそれに準じるものについては、その限りではない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉長寿部障害福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。